

食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金申請案内

1 趣旨

県では、食料品価格等の物価高騰により、運営が困難となっている「こども食堂」の運営者に対し、食材費高騰分に係る支援金を支給し、こどもが地域で安全・安心に過ごせる「こどもの居場所」の持続的・安定的運営を支援します。

2 支給対象者及び支給要件

「こども食堂」一覧（県ホームページ）に掲載された「こども食堂」の運営者

3 支給対象期間及び申請受付期限

(1) 前期：令和7年7月1日から令和7年10月31日開催分

申請受付期間：令和7年10月1日（水）から令和7年12月26日（金）まで

(2) 後期：令和7年11月1日から令和8年2月28日開催分

申請受付期間：令和8年2月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで

4 支給額

支給対象期間毎に実施した「こども食堂」における食事提供実績数合計の、10の位以下を切り捨てた食数に100食あたり1万円を乗じて得た額

（例）前期（R7.7.1～R7.10.31）に「こども食堂」を5回開催し、
延べ458食を提供した場合 →支給額4万円

【支給上限額】各支給対象期間 1支給申請者当たり50万円（5,000食分）

5 申請方法等

(1) 必要書類

食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金支給申請書（様式第1号）

(2) 申請方法

郵送、持参又は電子メール

(3) 提出先

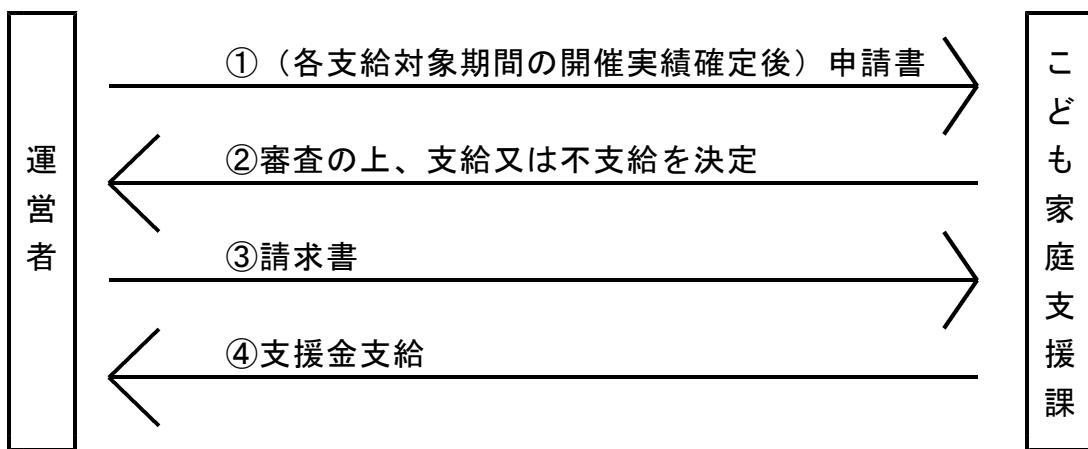
徳島県こども未来部こども家庭支援課ひとり親家庭・居場所づくり担当

○ 所在地：徳島県徳島市万代町1丁目1番地

○ 電話番号：088-621-2715

○ メールアドレス：kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp

6 申請から支給までの流れ



7 留意事項

- (1) 申請にあたっては、原則、団体名義の口座が必要となります（グループ名義の口座がない場合は、別途御相談ください。）
- (2) 申請は、1支給申請者につき、各支給対象期間毎に1回限りです。
- (3) 国又は地方公共団体及び民間の助成機関からの補助金・助成金等を受け、「こども食堂」の食材費に充当している開催に係る食事提供実績は、申請の対象外です。
- (4) 支給要件を満たさないことが判明した場合には、次の対応をお願いします。
 - ① 支援金の支給決定前である場合
支援金の申請を取り下げること
 - ② 支援金の支給決定後である場合
県に速やかに報告するとともに、支援金の申請を取り下げること
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、支給決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずる場合があります。
 - ① 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けようとした事実が判明した場合等、支援金を支給することが適当でない認められた場合
 - ② 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - ③ 申請の取り下げがあった場合